

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>和光志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>朝霞市朝志ヶ丘四丁目一七五番五地 先から同市朝志ヶ丘四丁目一六八番 四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十二月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年八月 十四日付け埼玉県朝 霞県土整備事務所 長告示第十三号およ び平成三十年十月十 二日付け埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第五号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一三六・〇八メ ートル</p>	<p>備 考</p>